

## 発行者の決定事項等に関する通知要領

### 【振替投資信託受益権（E T F）の発行者】

株式会社証券保管振替機構

## 目次

第1 総説	2
1. 本通知要領について	
2. 通知方法	
3. 通知すべき時期	
4. 通知の変更・訂正・取消し	
5. Target 保振サイトによる通知の責任	
6. 障害発生時の取扱い	
7. その他	
第2 振替投資信託受益権（ETF）の発行者の通知事項	3
1. 振替投資信託受益権（ETF）の発行の決定	3
2. 発行者の業務の廃止若しくは合併又は投資信託契約に係る事業譲渡	4
3. 投資信託約款の変更	4
4. 届出事項の変更	4
（1）書面による通知	
a. 代表者印の変更を伴う代表者の変更	
b. 登記上の本店所在地の変更	
（2）Target 保振サイトによる通知	
a. 商号変更	
b. 代表者印の変更を伴わない代表者の変更	
c. 計算期間終了日の変更	
d. 受託会社等の変更	
e. 売買単位の変更	
f. 販売会社の追加又は指定取消	
g. 情報取扱責任者等の変更	
h. 上場する金融商品取引所の追加又は一部廃止	
i. ゆうちょ口座の振込指定の可否の変更	
5. 上場廃止の原因となる事実の発生	5
6. 振替投資信託受益権（ETF）に関する権利等に係る重要な事項についての決議または決定	5

内 容	備 考
<p>第1 総説</p> <p>1. 本通知要領について</p> <p>本通知要領では、振替投資信託受益権（ETF）の発行者が「株式等の振替に関する業務規程」第12条第1項及び「株式等の振替に関する業務規程施行規則」第6条に基づき、投資信託約款の変更の決定その他の規則で定める事項について、決議若しくは決定を行った場合又は当該事項が生じた場合に、その内容を機構に通知しなければならないときの具体的な通知方法等を定めています。</p> <p>2. 通知方法</p> <p>振替投資信託受益権（ETF）の発行者の決議又は決定事項等の通知は、書面による通知が必要となる一部の事項を除き、Target 保振サイトを用いて電磁的に行なうこととなります。Target 保振サイトによる具体的な通知方法は、以下の二つとなります。</p> <p>(1) 開示資料の代用による通知</p> <p>機構に対し通知すべき事項のうち、適時開示資料の記載対象となる内容については、適時開示を行い、Target 保振サイトの備考欄に当該開示資料の標題及び開示日時を記載する方法により、機構に対し通知いただくことが可能です。なお、開示資料をTarget 保振サイトに添付して通知いただくことも可能です。</p> <p>(2) 書類の提出による通知</p> <p>機構に対し通知すべき事項のうち、適時開示資料の記載対象とならない内容については、機構が定める所定の書式（届出書類テンプレート）に通知内容を記載した上でPDF化し、当該PDFファイルをTarget 保振サイトに添付することにより通知を行ってください。所定の書式につきましては、Target 保振サイト及び機構のホームページより取得することができます。</p> <p>3. 通知すべき時期</p> <p>(1) 適時開示等の対象となる通知事項</p> <p>適時開示又は法定公告の対象となる通知事項については、振替投資信託受益権（ETF）の発行者の決議又は決定による適時開示又は法定公告後、速やかに通知を行ってください。</p> <p>(2) 適時開示等の対象とならない通知事項</p> <p>適時開示又は法定公告の対象とならない通知事項については、振替投資信託受益権（ETF）の発行者の決議又は決定後、速やかに通知を行ってください。</p> <p>4. 通知の変更・訂正・取消し</p> <p>(1) 通知事項の変更又は訂正</p> <p>機構に通知した事項について、変更又は訂正を行なった場合には、機構が定める所定の書式に、変更又は訂正の内容を記載して、速やかに通知を行ってください。</p>	<p>※ 通知内容についての確認は、振替投資信託受益権（ETF）の発行者の情報取扱責任者又は機構との連絡部署の担当者に対して行います。</p> <p>※ 本通知要領で「開示資料の代用対象とする通知内容」としている項目を開示資料に記載しない場合は、通知書式「その他」（ST97-63）にその項目を記載して補足してください。</p> <p>※ 複数の振替投資信託受益権（ETF）について、同一の内容の通知を行う場合には、通知書式「複数銘柄に係る通知」（ST97-64）に通知事項を記載してTarget 保振サイトで通知することが可能です。</p> <p>※ 特段の事情等により機構に対し速やかな通知が困難な場合には、事前にご相談ください。</p> <p>※ 通知書式「通知事項の変更・訂正」（ST97-65）</p>

内 容	備 考
<p>(2) 通知事項の取消し  機構に通知した事項の取消しを行なった場合には、機構が定める所定の書式に、取消しを行う旨を記載して、速やかに通知を行ってください。</p> <p>5. Target 保振サイトによる通知の責任  Target 保振サイトにより通知する内容については、通知を行った振替投資信託受益権（E T F）の発行者の責任となります。TargetID の悪用等により、通知が不正に行われた場合であっても、機構は正当な通知として取り扱います。</p> <p>6. 障害発生時の取扱い  通信回線又は Target システムの障害により、Target 保振サイトによる通知ができない場合には、障害復旧までの間、暫定的に FAX 又は書面による通知が必要となります。障害発生中に FAX 又は書面で通知いただいた事項については、障害復旧後、改めて Target 保振サイトによる通知が必要となりますのでご了承ください。</p>	<p>※ 通知書式「通知事項の取消し」(ST97-66)</p>
<p>第2 振替投資信託受益権（E T F）の発行者の通知事項</p>	
<p>1. 振替投資信託受益権（E T F）の発行の決定</p>	
<p>(1) 発行者の制度参加と同時に振替投資信託受益権（E T F）を発行する場合  発行者の株式等振替制度への新規制度参加と同時に、発行者が振替投資信託受益権（E T F）を発行する場合には、以下の書類を書面にて機構へ通知を行ってください。  ア. 同意書  イ. 印鑑証明書  ウ. 投資信託約款  エ. 株式等振替制度参加に係る届出書  オ. 情報取扱責任者選任届出書  カ. 手数料請求先等に関する届出書  キ. Target 保振サイト利用申込書  ク. 銘柄情報通知フォーマット</p>	<p>※ 通知書式「同意書」(ST06-01)  ※ 通知書式「株式等振替制度参加に係る届出書」(ST06-03)  ※ 通知書式「情報取扱責任者選任届出書」(ST99-08)  ※ 通知書式「手数料請求先等に関する届出書」(ST99-01)  ※ 通知書式「Target 保振サイト利用申込書」(ST99-03、ST99-04)  ※ 通知書式「銘柄情報通知フォーマット」(ST06-02)</p>
<p>(2) 振替投資信託受益権（E T F）の新規銘柄の発行の決定（(1)を除く。）  既に振替投資信託受益権（E T F）を発行している発行者の振替投資信託受益権（E T F）の新規銘柄の発行の決定に係る機構への通知方法については、振替投資信託受益権（E T F）の発行の決定後、通知事項「受益権の発行」を選択し以下の書類を添付して、Target 保振サイトで通知してください。  ア. 投資信託約款  イ. 銘柄情報通知フォーマット</p>	<p>※ 通知書式「振替投資信託受益権（E T F）の新規発行」(ST97-67)  ※ 通知書式「銘柄情報通知フォーマット」(ST06-02)</p>

内 容	備 考
<p>2. 発行者の業務の廃止若しくは合併又は投資信託契約に係る事業譲渡            発行者の業務の廃止若しくは合併又は投資信託契約に係る営業譲渡            を決定した場合には、当該事項の適時開示後、通知事項「受益権の発            行者の業務の廃止等」を選択して、Target 保振サイトで開示資料の代            用による通知を行ってください。</p> <p>ア. 開示資料の代用による通知項目</p> <p>① 業務廃止・合併・営業譲渡の日</p> <p>② 決定内容</p> <p>イ. 添付書類</p> <p>開示資料（開示資料の代用による通知を行った場合には不要）</p>	
<p>3. 投資信託約款の変更</p> <p>投資信託約款の変更を行う場合には、投資信託約款の変更に係る決            定後、機構が定める所定の書式に投資信託約款変更内容を記載し、通            知事項「その他」を選択して Target 保振サイトで通知してください。</p> <p>また、変更後の投資信託約款については、作成後に投資信託約款の            PDF ファイルを、通知事項「投資信託約款の変更（受益権）」を選択し            て Target 保振サイトで通知してください。</p>	<p>※ 通知書式「投資信託            約款の変更」（ST97-6            0）</p>
<p>4. 届出事項の変更</p> <p>振替投資信託受益権（E T F）の発行者は、株式等振替制度への参            加手続時に、機構に対して届出を行った以下の事項について変更を行            った場合には、各事項に記載のとおり通知を行ってください。</p> <p>(1) 書面による通知</p> <p>a. 代表者印の変更を伴う代表者の変更</p> <p>代表者印の変更を伴う代表者の変更を決定した場合には、新代            表者印の登記後、速やかに機構が定める所定の書式に変更を行な            った日及び代表者の役職・氏名の記載及び代表者印の押印を行い、            印鑑証明書を添付して機構に送付してください。</p> <p>b. 登記上の本店所在地の変更</p> <p>本店所在地の変更を決定した場合には、速やかに機構が定める            所定の書式に、変更登記日及び変更後の登記上の本店所在地を記            載し、変更後の本店所在地が記載された登記事項証明書を添付し            て、機構に送付してください。</p> <p>(2) Target 保振サイトによる通知</p> <p>a. 商号変更</p> <p>商号の変更を決定した場合には、決議又は決定後、速やかに機            構が定める所定の書式に、変更登記日及び変更後の登記上の商号            又は名称を記載して、Target 保振サイトで通知を行ってください。</p> <p>b. 代表者印の変更を伴わない代表者の変更</p> <p>代表者印の変更を伴わない代表者の変更を決議又は決定した場            合には、速やかに機構が定める所定の書式に変更を行なう日及び            代表者の役職・氏名を記載して、Target 保振サイトで通知してく            ださい。</p> <p>c. 計算期間終了日の変更</p> <p>計算期間終了日の変更を行う場合には、決定後、速やかに所定            の書式に、変更後の計算期間終了日を記載して、Target 保振サイ</p>	<p>※ 通知書式「届出事項            変更（代表者及び代表            者届出印の変更）」(ST            97-61-01)</p> <p>※ 通知書式「届出事項            変更（登記上の本店所            在地の変更）」(ST97-6            1-02)</p> <p>※ 通知書式「届出事項            変更（商号の変更）」(S            T97-61-03)</p> <p>※ 通知書式「届出事項            変更（代表者の変更）」            (ST97-61-04)</p> <p>※ 通知書式「届出事項            変更（計算期間終了日            の変更）」(ST97-61-0</p>

内 容	備 考
<p>トで通知してください。</p> <p>d. 受託会社等の変更 受託会社等（受託会社、再信託受託会社及び名義登録業務等受託者を含む。）の変更を行なう場合には、決定後、速やかに所定の書式に、変更後の受託会社等を記載して、Target 保振サイトで通知してください。</p> <p>e. 売買単位の変更 売買単位の変更を行う場合には、決定後、速やかに機構が定める所定の書式に、売買単位の変更を行う日、変更前及び変更後の売買単位を記載して、Target 保振サイトで通知してください。</p> <p>f. 販売会社の追加又は指定取消 販売会社の追加又は指定取消を行う場合には、決定後、速やかに機構が定める所定の書式に、追加又は指定取消を行う販売会社名、追加又は指定取消を行う日を記載して、Target 保振サイトで通知してください。なお、既存の販売会社が合併等により商号変更を行う場合にも、変更後の商号を上記の方法により通知してください。</p> <p>g. 情報取扱責任者等の変更 情報取扱責任者の変更を決定した場合又は機構との連絡部署若しくは緊急時連絡先 FAX 番号の変更を行なう場合には、速やかに、機構が定める所定の書式に変更事項を記載して、Target 保振サイトで通知してください。</p> <p>h. 上場する金融商品取引所の追加又は一部廃止 上場する金融商品取引所の追加又は一部廃止を行う場合には、速やかに、機構が定める所定の書式に、追加又は一部廃止を行う金融商品取引所名、追加又は一部廃止を行う日を記載して、Target 保振サイトで通知してください。</p> <p>i. ゆうちょ銀行の口座に係る振込指定の可否の変更 ゆうちょ銀行の口座に係る振込指定の可否の変更を決定した場合には、速やかに、機構の定める所定の書式に、変更日及びゆうちょ銀行の口座に係る振込指定の可否を記載して、Target 保振サイトで通知してください。</p>	<p>5)</p> <p>※ 通知書式「届出事項変更（受託会社等の変更）」（ST97-61-06）</p> <p>※ 通知書式「届出事項変更（売買単位の変更）」（ST97-61-07）</p> <p>※ 通知書式「届出事項変更（販売会社の追加又は指定取消）」（ST97-61-08）</p> <p>※ 通知書式「届出事項変更（情報取扱責任者等の変更）」（ST97-61-09）</p> <p>※ 通知書式「届出事項変更（上場する金融商品取引所の追加又は一部廃止）」（ST97-61-10）</p> <p>※ 通知書式「届出事項変更（ゆうちょ口座への振込指定）」（ST97-61-11）</p>
<p>5. 上場廃止の原因となる事実の発生 振替投資信託受益権（ETF）を発行する発行者は、発行する振替投資信託受益権（ETF）に関して金融商品取引所における上場廃止の原因となる事実が発生した場合には、当該事実に係る適時開示後、速やかに、Target 保振サイトによる開示資料の代用又は開示資料の添付により、機構に通知してください。 なお、上場廃止後、機構における取扱継続期間（機構が認めた場合に限る。）中に、販売会社による当該振替投資信託受益権（ETF）の総口数に係る買取りが完了した場合には、速やかに、機構の定める所定の書式に、買取完了日を記載して、Target 保振サイトで通知してください。</p>	<p>※ 通知書式「買取完了に係る通知（取扱廃止時）」（ST97-68）</p>
<p>6. 振替投資信託受益権（ETF）に関する権利等に係る重要な事項についての決議又は決定 1. ～ 5. を除く、振替投資信託受益権（ETF）に関する権利等に係る重要な事項についての決議又は決定を行ったときは、当該決議又は</p>	<p>※ 通知書式「振替投資信託受益権（ETF）に関する権利等に係る重要な事項についての</p>

内 容	備 考
決定後、速やかに、機構が定める所定の書式に、振替投資信託受益権（E T F）に関する権利等に係る重要な事項の内容を記載して、Target 保振サイトで通知してください。	決議又は決定」(ST97-62)

以 上